禁止地域一覧

- (1) 第1種低層住居専用地域·第2種低層住居専用地域(用途地域)[条例5条1号]
 - ●ただし、建築基準法第48条第1項又は第2項のただし書きの規定より、市長の許可を受けた建築物のある敷地は除外。【告示2(1)】
 - ●用途地域の詳細は、市ホームページ「トップ〉政策・まちづくり〉都市政策〉八戸市都市計画図の閲覧」 又は、市ホームページ「トップ〉八戸市公開地理情報システム〉都市計画情報〉地図を見る」を参照
- (2) 重要文化財建造物の周囲 50m以内の区域・史跡名勝天然記念物 [条例5条2号、标1(1)]
 - 〇国重要文化財「清水寺観音堂」(是川字中居)
 - 〇国重要文化財「櫛引八幡宮本殿·旧拝殿·末社神明宮·末社春日社本殿·南門」(八幡字八幡丁)
 - 〇国重要有形民俗文化財「浜小屋」 (鮫町字大作平)
 - 〇国史跡「根城跡」(根城) 〇国史跡「是川石器時代遺跡」(是川字中居)
 - 〇国史跡「長七谷地貝塚」(市川町) 〇国史跡「丹後平古墳群」(白山台)
 - 〇国名勝「種差海岸」(鮫町) 〇国天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」(鮫町)
- (3)県重宝建造物の周囲50m以内の区域・県央跡名勝天然記念物 [条例5条3号、告示1(2)]
 - 〇県重宝「八戸城角御殿表門」(内丸三丁目) 〇県重宝「南宗寺山門」(長者一丁目)
 - 〇県重宝「新羅神社本殿・拝殿」(長者一丁目) 〇県重宝「旧八戸小学講堂」(八幡字八幡丁)
 - 〇県重宝「大慈寺山門」(松館字古里) 〇県重宝「対泉院山門」(新井田字寺ノ上)
 - 〇県重宝「大慈寺 (糠塚) 本堂・山門・経蔵」(長者一丁目)
 - 〇県史跡「八戸南部家墓所」(長者一丁目)
- (4) 市文化財建造物 [条例 5 条 4 号]
 - 〇市文化財「小田八幡宮仁王門」(河原木字高館前) 〇市文化財「旧八戸城東門」(根城字東構)
- **(5) 県緑地保全地域** [条例5条5号]
 - 〇龍興山(南郷島守字赤坂)
- (**6**) 国立公園 [条例 5 条 7 号]
 - 〇三陸復興国立公園 (鮫町·金浜)
- (7) 高規格幹線道路・指定道路・鉄道等 [条例5条8号]
 - 〇高速自動車国道東北縱貫自動車道八戸線 〇百石道路(一般国道 45 号)
 - 〇八戸久慈自動車道(一般国道 45 号)
 - 〇県道八戸階上線(鮫町字下松苗場 14番地 33から金浜字塩竈 4番地 1の区間)【告示 1(3)】
- (8)道路及び鉄道の路肩・路盤から 100m以内の区域(商業地域を除く) [条例5条9号,告示1(4)]
 - 〇高速自動車国道東北縱貫自動車道八戸線 〇百石道路(一般国道 45 号)
 - 〇県道八戸階上線(鮫町字下松苗場 14番地 33から金浜字塩竈4番地1の区間)
 - 〇東日本旅客鉄道株式会社東北新幹線
- (**9**) 都市公園 [条例 5 条 10 号]
 - ●詳細は市ホームページ「トップ>公共施設>公園>公園マップ>八戸市都市公園マップ」を参照
- (10) **公共施設等** [条例 5 条 13 号]
 - 〇官公署 〇学校 〇図書館 〇公会堂 〇公民館 〇博物館 〇美術館 〇体育館
 - 〇病院 〇公衆トイレ